

指定訪問看護ステーションぷらす運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアネットプラスが開設する、訪問看護ステーションぷらす（以下、『ステーション』という。）が行う指定訪問看護の事業（以下、『事業』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者（以下、『看護師等』という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションにおいて提供する訪問看護・介護予防訪問看護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者及びその家族との交流の機会を持つことにより、そのニーズを的確に捉え個別に訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションぷらす
- 2 所在地 鹿児島県姶良市加治木町木田2764番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名（常勤兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師・理学療法士等 看護師 常勤換算2.5名以上・理学療法士等（必要数）

看護師・理学療法士等は、利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対して、適切な看護やリハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 看護師等は指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供するにあたっては主治医との密接な連携を図ると共に、保健サービス及び福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 入浴介助
- 4 食事及び排泄等日常生活の世話
- 5 褥瘡の予防・処置
- 6 リハビリテーション（関節可動域運動・筋力増強運動・ストレッチ・協調運動・バランス運動・基本動作・日常生活動作訓練・治療体操・呼吸運動）
- 7 ターミナルケア
- 8 認知症患者の看護
- 9 療養生活や介護方法の指導・相談・助言
- 10 カテーテルの管理
- 11 その他医師の指示による医療処置

訪問看護サービスについては、利用者ごとに訪問看護指示書に基づく、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成し、当該計画書により実施するものとする。

(訪問看護の利用料)

第8条 医療保険各法の規定に基づく基本利用料もしくは一部負担金又は介護保険法の規定に基づく自己負担金を徴収する。但し、日常生活上必要な物品、死後の処置料5,000円は自己負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

姶良市、霧島市（旧隼人町、旧溝辺町）、鹿児島市（旧吉田町）

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

(勤務体制の確保)

第 11 条 1 利用者に対して適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供できるよう従業員の勤務体制を定める。

2 看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回

(衛生管理)

第 12 条 1 従業員の清潔の保持及び健康状態について定期的健康診断等の必要な管理を行う。

2 ステーションの設備及び備品等について衛生的な管理に努めると共に感染予防に配慮する。

(秘密保持)

第 13 条 従業員は正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさない。また事業所の従事者であったものが正当な理由無く、その業務上知り得た秘密を洩らすことが無いよう必要な措置を講じる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 14 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対してステーションによるサービスを利用させることの代償として金品、その他の財産上の利益を供与することを禁止する。

(苦情処理)

第 15 条 1 提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置等必要な措置を講ずる。

2 自ら提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関して、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文章などの提出や提示、当該市町村の職員からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村からの指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、その内容を報告する。

3 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護などに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が介護保険法 176 条第 1 項 2 号に基づき行う調査

に協力する。自ら提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、その改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 1 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合には速やかに関係市町村、当該利用者家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第 17 条 1 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、利用者またはその家族の同意を予め文章で得ておく。

(高齢者虐待の防止)

- 第 18 条 1 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 虐待防止のための指針を整備する。
- 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 19 条 1 ステーションの会計は、他の会計と区別する。尚、会計の期間は4月1日から3月31日までとする。
- 2 ステーションの運営規定の概要、従業者の勤務体制等必要な重要事項を見やすいところに掲示する。

3 ステーションには、設備、備品、職員及び会計等運営に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に関する次の記録を整備すると共に、完結の日から5年間保存する。

- ・訪問看護・介護予防訪問看護計画
- ・提供した具体的なサービス内容等の記録
- ・身体拘束等の容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ・苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ・高齢者虐待の内容等の記録

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人代表と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付則 この規定は、令和7年4月1日より施行する。